

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

ミャンマーでは、一部の品目の輸出入が規制されている。なお、貿易政策・規制については、商業省貿易局が管轄している。

(1) 輸入規制品目

輸入禁止品目と輸入規制の対象となる品目が存在する。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入規制品目

輸入禁止品目	輸出入法に基づく通知による輸入禁止品目	2013年2月4日付商業省大臣官房通達第8号/2013によれば、輸入禁止品目は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リキュール類 ・ ビール ・ タバコ ・ その他、現行法で制限されている品目 「現行法で制限されている品目」とは、商業省によれば、明確な品目が指定されているわけではないが、商業省に限らず、他省庁による何らかの規制で輸入制限される品目の総称として記載されている。
	税関法（Sea customs act and land customs act 2015）による輸入禁止品目	偽造貨幣、風俗を害する書類、商標権侵害の製品等。税関法18条に規定する。
輸入規制品目	食品・医薬品	すべての食品（輸入規制が解除された次の品目を含む）： 保健省保健局食品・医薬品管理部（Food & Drug Administration: FDA）から許可を得た場合、輸入可能。 チューイングガム、菓子（cake）、ウエハース（wafer）、チョコレート、粉末調味料、ソフトドリンク、すべてのビスケット、缶詰（肉、野菜の調製品）、乾麺。
	酒類	ホテル観光省が許可する、国際水準のホテルおよび免税店に限って輸入可能とされていた（レストラン、ショッピングセンターは対象外）。しかし、2015年3月15日に商業省は正式にワインの輸入をホテル等以外にも許可する通達を發布した（2015年3月15日商業省大臣官房通達第18号）。ただし、手続きには時間を要する。また、ワイン以外の酒類の輸入は認められていない（2017年8月25日現在）。

中古機械	<p>(a) ブランド名、原産国、作成年等を記載し、許可申請を行うこと</p> <p>(b) 利用期間が 10 年以上でないこと</p> <p>(c) 利用機能の 80%以上を利用できること</p> <p>(d) 中古機械の輸入について産業監督検査局の推薦状の提出</p> <p>(e) 輸出前の中古機械の状態について、着港 6 ヶ月以前になされた輸出前検査の証明書</p> <p>(f) 経済的先進国の製品であること</p> <p>(g) オゾン層破壊に関するモントリオール議定書、ストックホルム会議およびバーゼル会議に従った基準を満たすための環境保全部の推薦状の提出</p> <p>必要がある場合、中古機械が基準を満たしているか産業監督検査局の調査を受けること。なお、中古機械の輸入条件は毎年見直され、商業省の通知により公表される（2017 年 2 月 17 日付商業省大臣官房通達第 14 号第 6 条）。</p>
中古車	輸入できる車種、車齢に条件があるため、最新情報の確認が必要である。
植物、果実、花や種等	農業灌漑省発行の植物防疫証明書が必要である。
動物等	畜産獣医管理局発行の動物検疫証明書が必要である。
化学物質	保健省指定の化学物質をはじめ、管理予備薬品に該当する麻薬および精神物質の生産に使用する品目については、事前に保健省の化学物質管理委員会、または管理予備薬品監督委員会の推薦状取得が必要である（2002 年 6 月 5 日付記者発表 No.8、2004 年 7 月 1 日付内務省告示第 3 号「管理予備薬品の監督に関する規則」）。
外資規制	外資企業に関しては、輸出入法 13 条(b)に基づき特別な制限がかけられる場合がある。

（出所）ジェトロホームページより作成

(2) 輸出規制品目

輸出規制に関しては、下記 7 品目とチーク含む「丸太」木材のみである。

図表 16-2 輸出禁止品目

輸出禁止品目	鉱物資源	金、ダイヤモンド、石油
	動物および同製品	象牙、牛・水牛および希少動物
	その他	武器・弾薬、骨董品

（出所）ジェトロホームページより作成

2. 関税制度

ミャンマーの管轄官庁は、財務省関税局である。通関システムであるマックス（後述）を導入する以前は、税関が課税価格を決定していたが WTO の関税評価協定に従った申告納税方式へと変更するため、2015 年 3 月に関税法を改正した。日本に対する輸入税率は、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定税率が適用される。品目は HS コードを採用しており、従価税である。

輸出入は、下記リストの協定に基づき、関税削減スケジュールが設定されている。

図表 16-3 ミャンマーに対する輸出入に関する協定リスト

	協定国	協定名	ミャンマーへの輸入	ミャンマーからの輸出
1	ASEAN	ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 共通有効特惠関税 (CEPT) と ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)	2010 年 5 月 17 日に発効した ATIGA より、ミャンマーは、2015 年までに原則、輸入関税を撤廃することが義務付けられていたが、総品目数の 7% 以下の品目に係る撤廃期限は 2018 年まで猶予されている。	2010 年に ASEAN 原加盟国 6 カ国については、原則、すべての品目について 0% への引き下げが行われたが、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムについては、各国の事情を考慮して猶予期間が設けられている。
2	日本	日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	2008 年 12 月 1 日発効。ミャンマーは、85% を 18 年以内に撤廃予定である。	日本は、2018 年までに 90% の品目につき関税を 0% とする。
3	その他	その他の国と ASEAN との自由貿易協定 (FTA)	ASEAN は、日本の他に、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドと FTA を締結している。ミャンマーについても、それぞれの国に対し、関税削減スケジュールが決められている。	中国は 2010 年、韓国は 2010 年、インドは 2011 年までに関税を 0% とする。オーストラリア、ニュージーランドについては、2020 年までに関税を 0% とする。
4	東アジア諸国	東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 6 カ国が ASEAN と結んでいる上記の 5 つの FTA を束ねる広域的な包括的経済連携構想である。2011 年 11 月に ASEAN が提唱。2013 年 5 月から本格的交渉が開始されており、2018 年 3 月現在交渉中である。	

(出所) ジェトロホームページより作成

先進諸国は、途上国に対して、関税を引き下げる一般特惠関税制度 (GSP) を適用しているが、ミャンマーは、国連開発計画委員会 (CDP) 認定の基準に基づき、後発開発途上国に該当するため、さらに特別特惠関税制度を適用されている。当該制度の適用状況については図表 16-4 の通りである。

図表 16-4 主要国のミャンマーに対する特別特恵関税制度

日本	原則、無税・無枠措置を適用している。また 2011 年に、日本から輸出された原材料を使って生産された物品は、ミャンマーの原産品とみなされる「自国関与制度」が導入され、委託加工貿易がやりやすくなっている。ただし、革靴等自国関与の例外品目となっている品目（関税暫定措置法施行令別表第 2 を参照）は対象とならない。 ミャンマーで生産した自社商品を日本に輸入した場合の特恵関税適用の可否、HS コード等、日本国税関に事前に書面で確認することが必要である。
EU	EU は、2012 年 5 月、武器禁輸措置を除き、木材、貴石等の分野における禁輸措置等を 1 年間停止していたが、2013 年 4 月、武器禁輸を除いて解除を決めた。加えて、同年 6 月には停止していた一般特恵関税制度 (GSP) の再付与を決定した。
米国	2012 年 11 月 16 日、一部宝石等を除きミャンマー製品の輸入禁止措置を解禁した。また、2016 年 9 月 14 日、ミャンマーへの一般特恵関税制度 (GSP) の適用を 27 年ぶりに再開すると発表したことで、ミャンマーは 2016 年 11 月 13 日に米国の GSP の適用国となった。さらに、2016 年 10 月 7 日、ミャンマーに対する経済制裁を全面解除した。米財務省によると、財務省の制裁リストに掲載されていた軍事政権の元幹部ら約 100 の個人および企業を制裁から除外した。資産凍結も解除し、宝石の輸入も解禁した。

(出所) ジェトロホームページより作成

ミャンマーでは、下記の 6 品目を輸出する際、輸出代金相当額が輸入者からミャンマー側の銀行に振り込まれる際に輸出税として源泉徴収される形で輸出税が課される。

図表 16-5 輸出税が課税される品目

No.	品目	税率
1	原油	5%
2	天然ガス	8%
3	チークの木材および加工品	50%
4	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石の原石	15%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	5%
6	電気機械	8%

(出所) ジェトロホームページより作成

3. 通関手続

ミャンマーにおける通関システムは、日本の国際協力機構による支援で導入された電子通関システムが 2016 年 11 月より稼働している。同システムは、日本の電子通関システムであるナックス (NACCS: Nippon Automated Cargo Clearance System) をモデルに開発されたもので、マックス (MACCS: Myanmar Automated Cargo Clearance System) と呼ばれ、国内の主要港及び空港で運用されている。

また、マックスと同時に、自動審査処理システムも導入された。当該システムは、輸出入業者や品目、原産国等の情報から審査区分を自動的に分類し、スムーズな通関を目指している。特に、貨物到着の前に審査区分が判明することから、それまでに懸念されていた通関手続き日数も含めた輸送スケジュールの見積もりが予想しやすくなる。さらに、システムによって、密輸や汚職の防止につながることで、貿易統計が把握しやすくなることも期待できる。

なお、経済特区法による租税優遇措置として、経済特区で事業を行うことについて管理委員会から許可された国民、外国人または合弁会社は、フリーゾーン、プロモーションゾーンにおいて以下のような取り扱いを受けることが可能である。

図表 16-6 フリーゾーン、プロモーションゾーンの投資家に対する関税の取り扱い

項目	ゾーンの説明	関税の取り扱い
フリーゾーン (Free Zone)	ミャンマーの外側とみなされ、管理委員会により指定され、輸入関税が課せられない。また、フリーゾーン事業地域、製造地域、運搬および供給地域、国際卸売取引地域が含まれる。	生産用の原材料および機械、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、事業用車両の輸入について関税等は免除される。輸入する卸売等のための商品および委託商品、車両等の必要な材料に対する関税は免除される。
プロモーションゾーン (Promotion Zone)	関税地域であり、かつ、フリーゾーン以外の経済特区内の地域または以下に定義されるその他の事業を意味する。 ※「その他の事業 (Other Business)」とは、プロモーションゾーン内の事業および、フリーゾーンとプロモーションゾーンが区別されていない経済特区内に所在するプロモーションゾーン内の製造業と類似の権利を享受できる事業を意味する。	販売目的でない機械器具、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、車両および事業に実際に必要な物品については、最初の5年間、関税等が免除される。次の5年間は、50%関税等が軽減される。プロモーションゾーン向けの原材料の免税制度はないが、海外輸出用、あるいは、フリーゾーン向けの原材料に対しては免税措置がある。

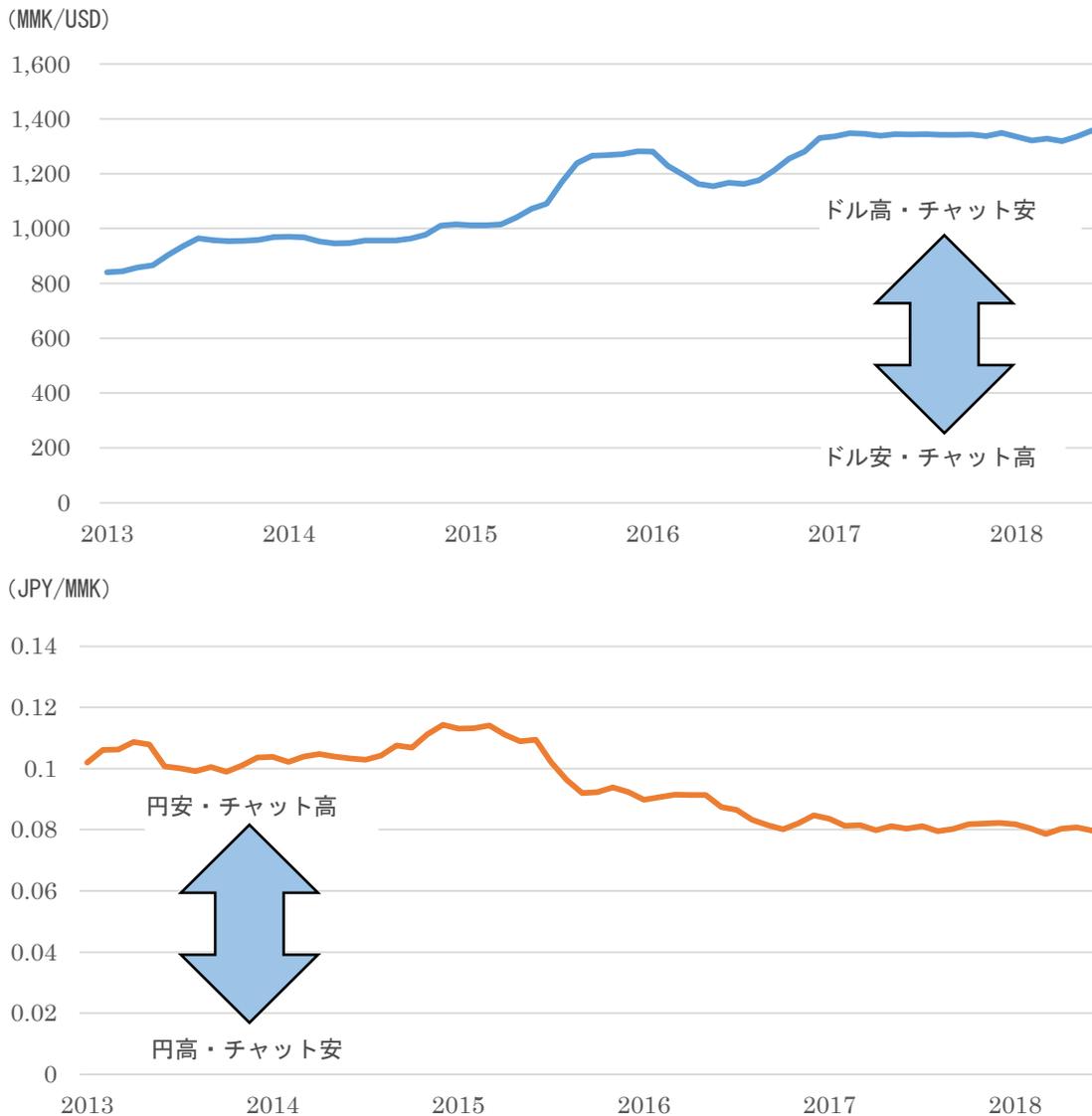
(出所) ジェトロホームページより作成

4. 為替相場

為替レートは、2012年3月まで多重為替レート（公定レート、公認市場レート、実勢レート）が存在していたが、同年4月に管理変動相場制に移行したことにより、実勢レートに一本化された。参照レートは、ミャンマー中央銀行のホームページで毎日確認可能である。

2013年から2018年6月現在までのチャット対ドル為替レートの推移は下図の通りである。変動相場制移行後、ほぼ一貫してチャット安が進行している。

図表 16-7 外国為替レートの推移



(出所) OANDA より作成

5. 外国為替管理

軍政時代、国営 3 行に限定されていた外国為替取扱業務は、2011 年 10 月に政府公認で外貨両替所が設置され、民間銀行による店頭での両替業務が許可されるようになった。

ミャンマーにおいては外貨の持ち込みに上限はない。しかし、1 万ドル以上の外貨を持ち込む場合は、入国時に、外国為替申告フォームに国内での両替記録を記載することになっており、出国時には、持込み額から両替・国内使用額を差し引いた金額を持ち出すことが可能である。

商取引で使用されている外貨は、ドルが一般的であるが、政府公認両替所では、ドルの他に、ユーロ、シンガポール・ドル、タイ・バーツ、マレーシア・リンギットも両替が可能である。また、国境では、タイ・バーツ、中国元も広く使用されている。

6. 外国送金

従前は貿易取引以外の外貨の外国への送金については困難であったが、2016年10月に成立した投資法において、すべての外国会社について、新投資法に規定される資金につき、投資許可を得ていない場合でも送金できると明記されている。

図表 16-8 外国投資家が投資法に基づいて海外送金ができる投資資金

1	資本金(ただし、ミャンマー中央銀行の資本取引に関する規則に従うものとする)
2	利益、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティー、著作権料、ライセンス料、技術的支援およびマネジメント費用、株式およびその他の本法に基づく投資に関する経常利益
3	投資または投資に関連して所有していた財産の全部もしくは一部の売却による利益
4	ローン契約を含む契約に基づく支払(ローンに関する送金や受領は規則に基づき、ミャンマー中央銀行の承認を得て行う必要がある)
5	投資に関する紛争の和解に基づく支払
6	投資または没収に際して行われた補償やその他の支払
7	ミャンマー国内で適法に雇用された外国人駐在員の収入や報酬

(出所) ジェトロ公開資料より作成